

須坂市の適正服薬に関する取組み

～市町村国保の適正服薬指導に対する
薬剤師会連携推進事業活用の効果～

須坂市健康づくり課
健康支援係

赤沼 智香子



I 適正服薬に関する保健指導について

1 保健指導対象者の抽出基準（年2回実施）

- (1) 重複服薬者：同一薬または同一成分の医薬品を3か月連続で処方されている者
（長野県国保連合会提供 重複投薬者確認リスト活用）
- (2) 多剤服薬者：ひと月に15剤以上の処方薬剤数を3か月連続で処方されている者
（KDB 「重複・多剤処方の状況」を活用）
- (3) 前回の期間に重複または多剤対象者で、今回は対象とならなかった者

2 保健指導従事者：地区担当保健師

3 適正服薬に関する保健指導について感じてきたこと

- ・保健指導が状況把握に留まり、主治医との相談やお薬手帳の活用を促すのみで、具体的に薬剤の話をするまで至らないことがほとんどである。
- ・重複服薬の状況が、どのくらいリスクの高い状況かわからない。
- ・毎回対象者として抽出される精神疾患のある方がいるが、介入はするものの重複の改善には至らず対応に苦慮する。
- ・痛みや痒みなどの継続する症状を緩和するため、複数の医療機関を受診している対象者がいる。
- ・対象者や家族へ関わることで、「重複服薬はやめるようにと指導に来た。」とマイナスイメージを持たれることがある。



Ⅱ 市町村国保の適正服薬指導に対する 薬剤師会連携推進事業の活用



Ⅰ 薬剤師会連携推進事業の活用

2022年度

- ・ 適正服薬指導や特定保健指導また精神疾患のある方との関わりの中で、薬の話題に触れることも多いことから、保健指導従事者が知っておきたい薬の知識についての助言、お薬手帳の活用、薬局で取り組んでいることなどお話いただいた。

2023年度

- ・ 重複や多剤服薬の対象となった方の処方内容を確認していただき、保健指導についての助言を得た。
- ・ 薬の知識や禁煙指導の現状についてお話しいただいた。

2 2023年度実施状況

(1) 実施期間

【レセプト対象期間】

- ア 2022年12月～2023年2月分 (保健指導実施2023年6月～8月の間)
- イ 2023年6月～8月分 (保健指導実施2023年12月～2024年2月の間)

(2) 重複保健指導

レセプト対象期間 ア対象者：4名

レセプト対象期間 イ対象者：7名 (うち1名は2期連続該当)

2期分合計：男性5名 女性5名

保健指導実施：8名

- ・背景にある疾患：対象者のほとんどは、整形疾患と精神疾患が占めていた。

(3) 重複となった理由等

- ・ 時期により症状の現れ方が変化する。症状が強い時に内服しているため処方してもらっていた。
- ・ 同一医療機関からの処方では症状のコントロールができていない状況がある。鎮痛剤が足りず、他医療機関でも処方してもらっていた。
- ・ 痛みのコントロールのため、常に鎮痛剤を確保しておくことで安心する。
- ・ 医療機関ごとにお薬手帳を持っている。

(4) 多剤保健指導

レセプト対象期間 2023年6月～8月分

(保健指導実施2023年12月～2024年2月の間)

対象者：4名

男性1名 女性3名

保健指導実施：4名



- ・背景にある疾患：人工透析、精神疾患、骨折、呼吸器疾患

(5) 多剤となった理由等

- ・人工透析による治療のため
- ・一時的な症状による治療のため

(6) 薬剤師からの助言の例

注意すべき重複や多剤、生活状況で確認が必要なことなどを助言いただいた。

【重複】

- ・複数の医療機関で処方されていたとしても、1日の服薬量の上限を超えていないかなど、処方量と服薬量を確認すること。
- ・睡眠薬等とアルコールの併用でアルコール依存を助長することがあるため、飲酒状況を確認することも大切。
- ・解熱鎮痛剤で胃腸障害を起こしてしまうこともある。胃腸不良を訴えるケースでは、解熱鎮痛剤の見直しで改善するケースも考えられる。

【多剤】

- ・透析治療をしている方は処方量が多い方もいる。透析治療をしている以外の医療機関で処方がある場合は、双方の医師が処方内容を知っているか確認してはどうか。
- ・症状により必要に応じて処方されている場合もある。一概に処方量が多いことが好ましくない状況とは限らない場合がある。

Ⅲ 薬剤師会連携推進事業活用の効果

～保健指導従事者の声～

- ・ 今まで漠然と指導をしていた部分があったが、薬剤師の助言を参考に対象者に確認することや、伝えるべきことが明確になった。今までよりも適切な指導ができるようになったと感じる。
- ・ 薬の効果や、処方量が〇mg、〇錠までなら内服が可能と具体的なアドバイスがあり対象者に伝えることができた。
- ・ 対象者とも話がしやすくなった。
- ・ 薬剤師から「多剤だが不要な薬はない。」と教えていただき、安心して指導ができた。
- ・ 助言いただいた視点で対象者とお話できた。服薬状況についてかかりつけ薬局へ相談させていただくこともできた。

IV 今後に向けて

- ・適正服薬の保健指導は、処方薬をきっかけに治療方針などが分からない中、介入する難しさを感じてきた。薬剤師会連携推進事業活用し薬剤師により助言を得たことで、対象者への保健指導の内容を明確にすることができた。
- ・適正服薬に関する保健指導のみで対象者の数を減らしていくことや、医療費の削減につなげていくことは難しいと考える。重複服薬者や多剤服薬者への保健指導を通して、対象者が抱える不安や課題に寄り添い、対象者が適正な受診や服薬ができるようになることや、健康の保持・増進につなげられるよう支援していきたい。今後も薬剤師会から薬学的視点を持った助言を得ながら取組みを継続していきたい。
- ・向精神薬の重複服薬など改善がなく繰り返し対象となっている方がいる。効果的な取組みについて検討していく必要がある。
- ・事業以外でも薬剤師と連携できるような関係づくりをしていきたい。

